

制度措置・変更に伴う既存契約の 見直しの必要性について

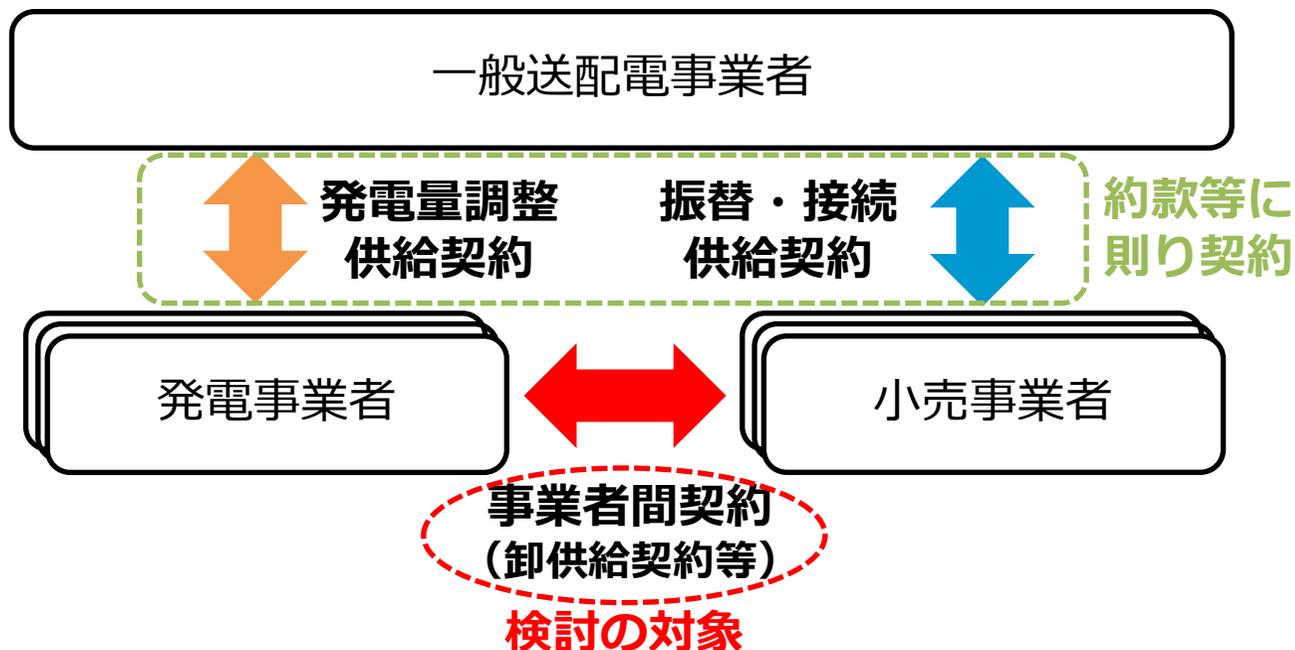
2016年11月24日

資源エネルギー庁

背景・目的

- 今日までの累次のシステム改革に伴う制度措置・変更に伴い、事業者間で締結された既存契約に規定された内容では、必ずしも対応できない事象が、足下でも発生しつつある。
- 加えて、本WGで検討されている制度が導入されれば、電気事業に関連する新たな概念に対する価値（容量価値、非化石価値等）も顕在化することとなる。
- こうした制度措置・変更に対応すべく、今後はより一層、既存契約の見直しの必要性が増してくると考えられるため、本日は見直しの在り方等、基本的な考え方について御議論いただきたい。

【事業者が締結する各種契約（イメージ）】



これまでの相対契約の類型

- 小売事業者が締結する相対契約（電力購入契約）については、様々な類型があり、例えば、料金体系については、基本料金及び従量料金の二部料金制と発電量に応じた従量料金のみ的一部料金制の2つのパターンに大別される。
- 加えて、当該契約の中において、特定の発電所を指定する、一定量の引取義務を課すといったオプションも存在する。

【電力購入料金の体系】



【契約中の様々なオプション】

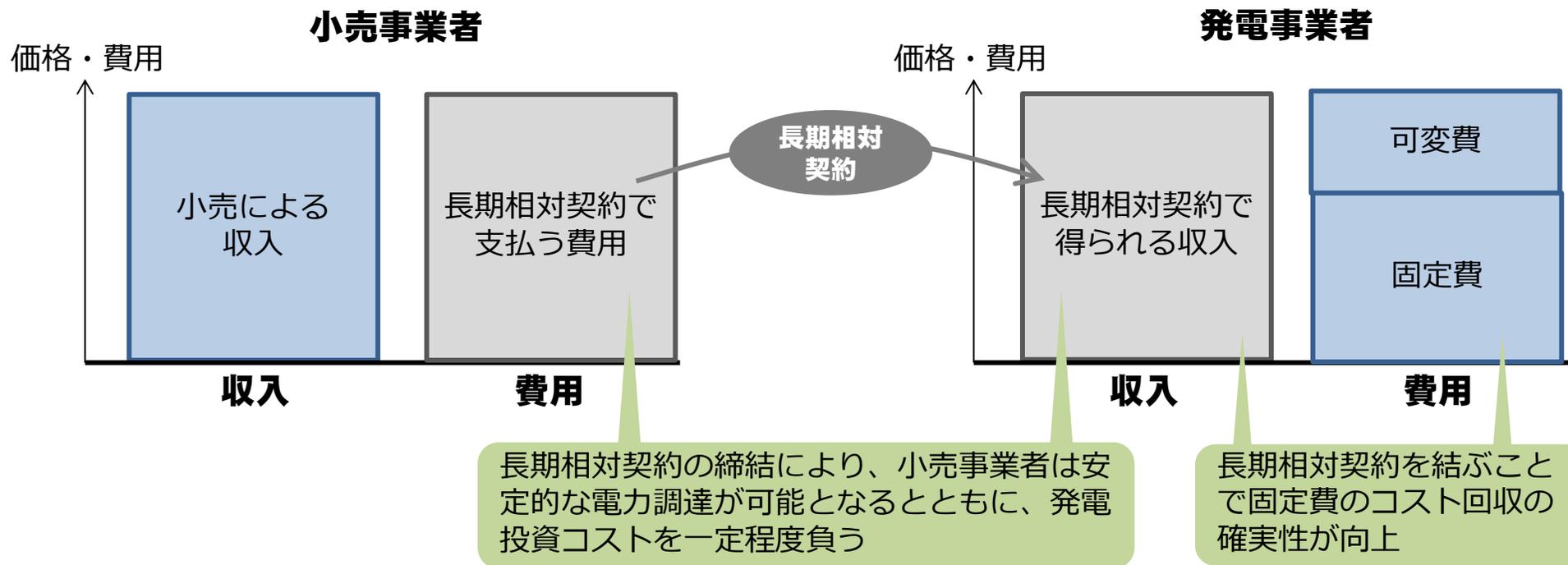
- 燃料費調整制度：燃料価格のヘッジ
- 発電所の指定：特定の電源を紐付け。
- 一定量の引取：発電された電気を常に一定量引き取ることを義務付け 等

➡ 過去の制度（実同時同量制度：電源差し替え不可）や燃料の調達・貯蔵等を踏まえた電源稼働計画と統合的な仕組みとして措置

(参考) 相対契約を締結するニーズ

- 相対契約を通じ供給量及び価格等を固定することは、事業運営を安定させる観点から、発電事業者・小売事電気事業者の双方にとってメリットがある。
- 特に発電事業者は、長期に渡り電源投資を回収し、また燃料を安定・安価に調達する必要があるため、長期相対契約を通じて安定的に収益を確保することは、ファイナンスを組成する際等に効果的と考えられる。

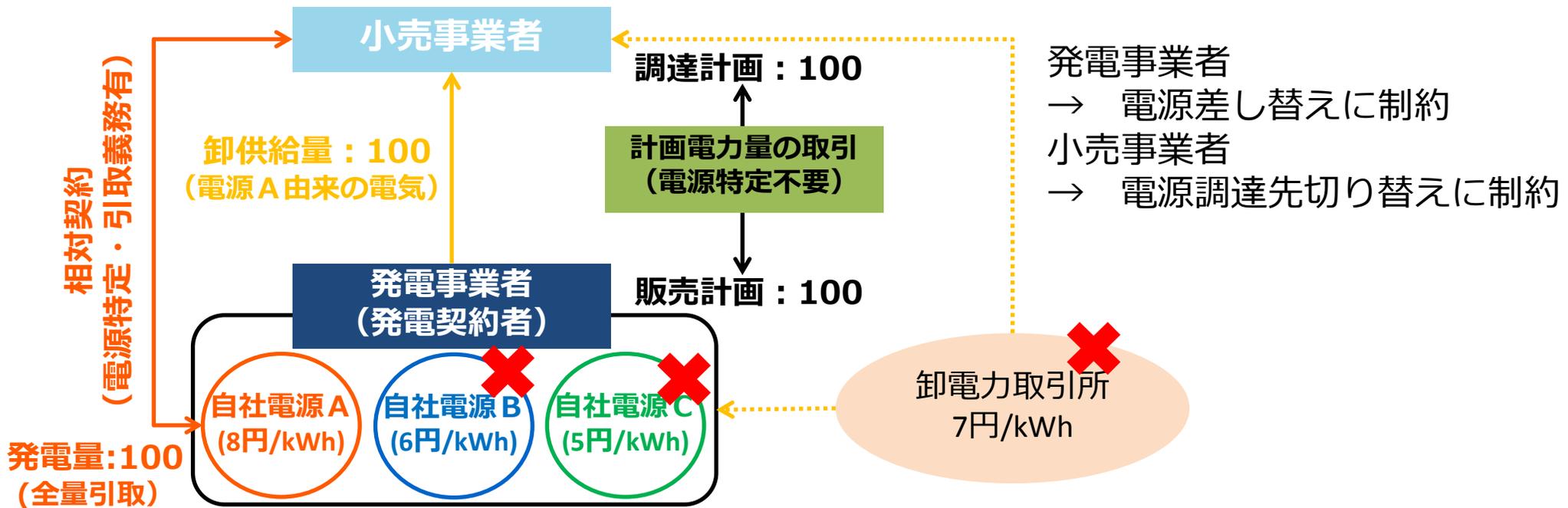
【長期相対契約によって期待される効果（イメージ）】



制度措置・変更①：計画値同時同量導入に伴う電源特定不要化

- 本年4月に計画電力量を事業者間で取引する計画値同時同量に移行し、託送制度を活用する際、電源の紐付けを行う必要がなくなった。
- しかしながら、従前の既存契約が電源を特定し、かつ一定量の引取を求める契約内容となっている場合、小売事業者による電気の調達先の切り替え、または発電事業者による電源差し替えを妨げ、結果として広域メリットオーダーの達成を阻害する可能性があるのではないか。

【計画値同時同量下における電気、計画のやり取り（イメージ）】



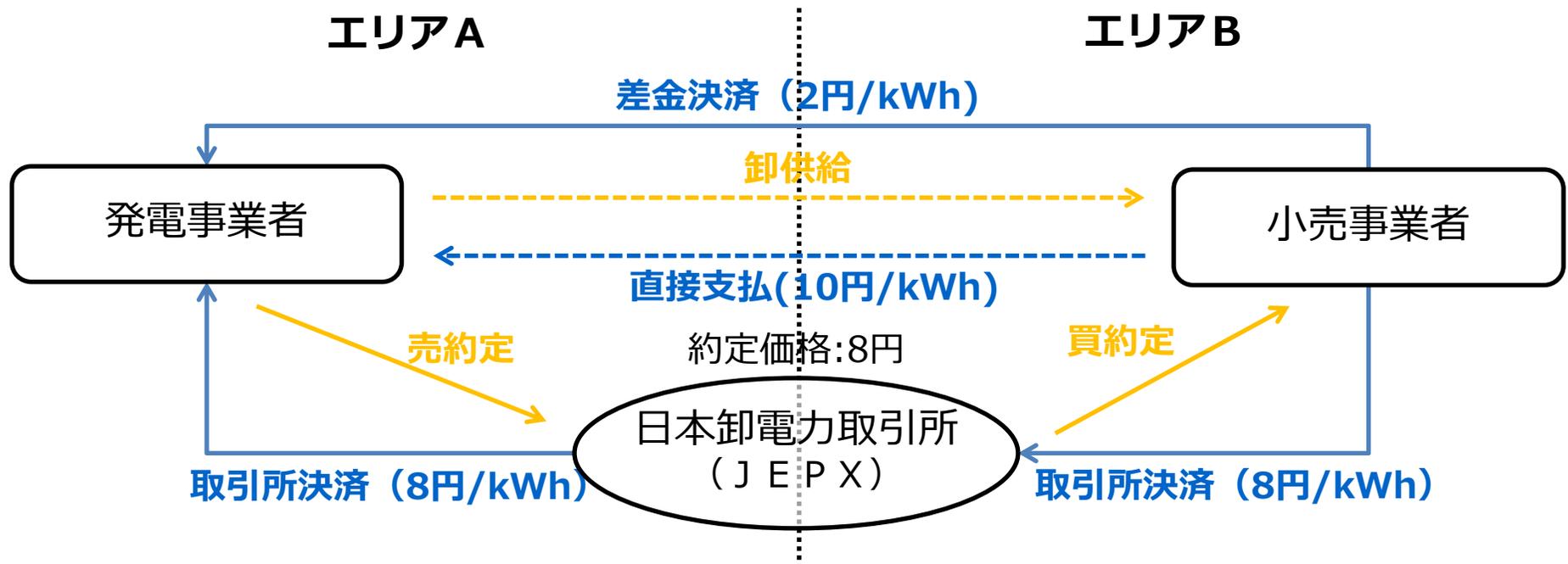
計画値同時同量は、事業者間（例：発電契約者と小売事業者）で計画電力量を取引する制度であり、電源の差し替えは本来自由であるが、特定電源が発電した電気を一定量引き取る義務等が相対契約で規定されていると、メリットオーダーの実現が阻害される可能性がある。

制度措置・変更②：連系線利用ルールの見直し(間接オークションの導入)

- 連系線利用ルールの見直しに伴い、間接オークションが導入された場合、エリアを跨ぐ取引については、一度卸電力取引所を通して、電気が取引されることとなる。
- そのため、取引所を通じた精算が新たに加わるため、事業者間の精算の流れも変化し、その結果差金決済等に契約内容を変更する必要がある可能性があるのではないか。

【間接オークション導入前後のエリアを跨ぐ電力取引の資金と電気の流れ（イメージ）】

——→ 電気の流れ ——→ 資金の流れ 点線：導入前の流れ 実線：導入後の流れ

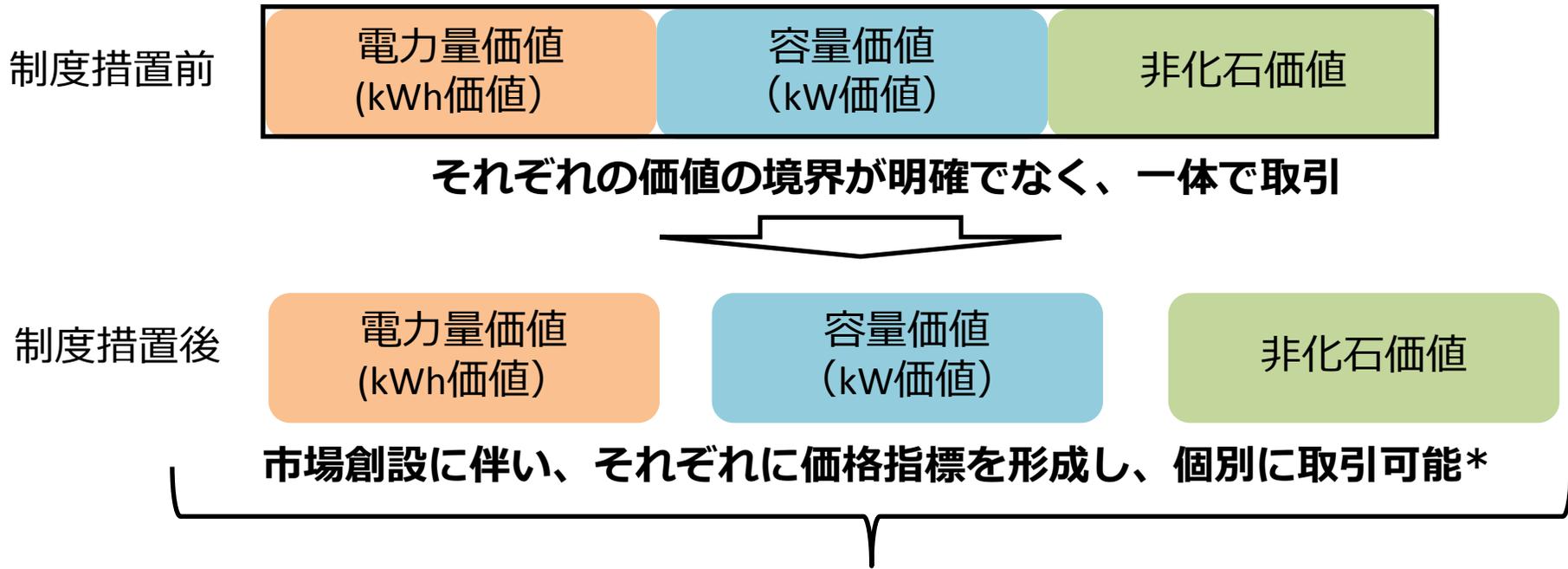


*また、市場分断が発生した際には、そのための対応（値差ヘッジ手段の措置等）も別途必要

制度措置・変更③:新しい価値の顕在化(容量メカニズム、非化石価値取引市場)

- 容量メカニズムや非化石価値取引市場といった新たな制度措置を行った場合、これまでに無かった概念に対する価値である容量価値 (kW価値) や非化石価値が顕在化・明確化することとなる。
- しかしながら、既存契約には当該価値が明確に規定されていない可能性もあるため、当該契約を見直すことより、取引商品及び商品毎の価値を整理等する必要が生じる可能性もあるのではないか。

【新たな制度措置に伴う環境変化 (電気取引に関連する3つの主な価値)】



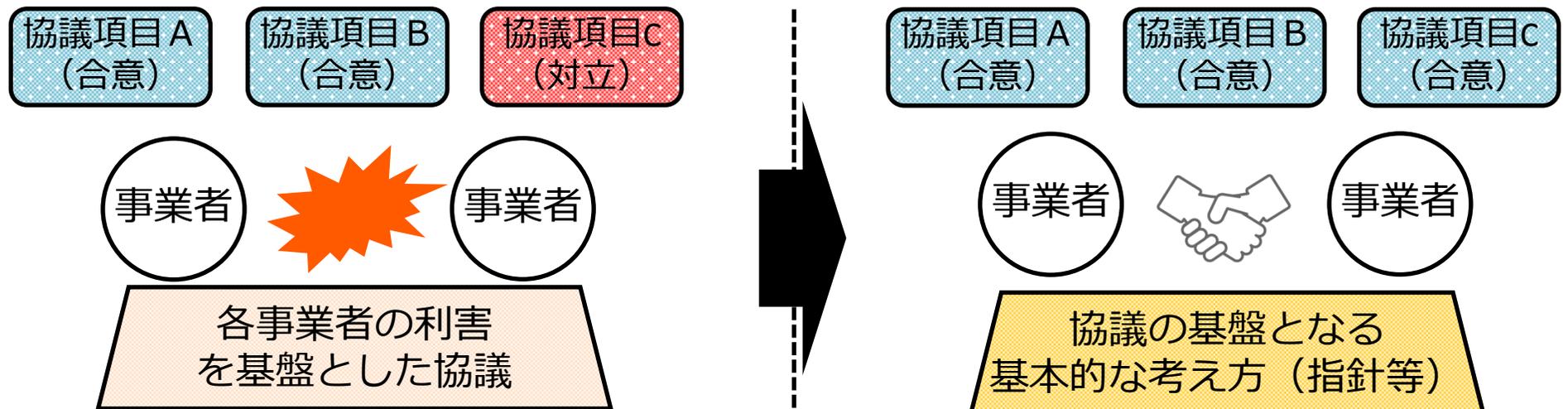
こうした環境変化も踏まえて、既存契約の項目や価格等を見直す必要が生じる可能性もあるのではないか。

*非FIT電源の非化石価値の取扱い方法などは更なる議論が必要な点も存在 6

既存契約見直しについての基本的な考え方

- 既存契約の見直しについては、当該契約によって生じるシステム全体としての非効率や不公平等を解消する方向で、原則事業者間の協議を通じて、行われることが望ましい。
- しかしながら、見直し項目毎に利害が対立する結果、①協議が円滑に進まない、②見直した結果が非効率や不公平等を解消しないといった事態が発生することも考えられる。
- そのため、協議の円滑化を図る等の観点から、より効率的かつ公平な事業運営を可能とするための環境整備を行う必要があるのではないか。
- 具体的には、例えば、見直し協議に際して、国等が基本的な考え方を指針等として示し、当該指針をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求めて行く等の措置が考えられるのではないか。

【事業者間の見直し協議（イメージ）】



部分的な利害対立が生じた場合、協議全体が停滞

協議円滑化を通じた非効率・不公平を是正